

売買取引の条件について

(令和3年10月1日時点)

大阪北部中央青果株式会社では、卸売市場法や大阪府中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、以下のとおり、売買取引の条件を定めています。

1 営業日及び営業時間

(1) 営業日

業務規程第4条の規定により、営業しています。

詳細は、「[令和3年 臨時休開場日カレンダー](#)」のとおりです。

(上記をクリックするとリンク先にジャンプします)

(2) 営業時間

業務規程第5条の規定により、以下のとおり営業しています。

午前0時から午後12時まで（市場の開場時間）

【 取引等に関するお問い合わせ先 】

072-636-2800

受付時間：午前9時から午後3時まで（日曜・祝日等市場休場日を除く。）

2 取扱品目

野菜、果実及びこれらの加工品

3 生鮮食料品等の引渡しの方法

- ・ 当社が指定する場所での引取り

4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

各取引先様との協議の上決定

5 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(1) 支払期日

各取引先様と協議の上、決定した期日

(2) 支払方法

現金、小切手、送金その他各取引先様と協議の上、決定した方法

6 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭の種類ごとの交付額

各取引先様との協議の上決定